

①収集の制限

市が個人情報を収集するときは、その目的を明らかにするとともに、事務の目的を達成するために必要な項目を限定し、原則として本人から直接収集します。

②利用・提供の制限

市が個人情報を収集した目的以外のために市の内部で利用したり、市以外のものに提供したりすることは、原則として行いません。

個人情報を取り扱うためのルール

③事務を委託する場合の措置

市が個人情報を取り扱う事務を市以外の者に委託するときは、委託を受けた者が個人情報の保護のために行うべき対策などの措置を契約書などに定めます。

④適正な管理

市が保有する個人情報は、外部への流出や紛失などを防止する措置を講じるとともに、必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去します。

取り扱いはルールは？

個人の権利や利益の侵害を未然に防止するため、市が個人情報を取り扱う場合のルールを定めています。

具体的には、▽収集の制限▽利用・提供の制限▽個人情報の取り扱い▽事務を委託する場合の措置▽適正な管理―などで、その内容は上の図のとおりです。

このうち、個人情報の収集は本人から直接、また、利用・提供

制度を実施する機関は？

制度を実施する機関(以下「実施機関」といいます)は、▽本庁・支所の各部課など▽教育委員会(小中学校を含む)▽選挙管理委員会▽監査委員▽農業委員会▽固定資産評価審査委員会▽消防本部(消防署、消防団を含む)▽議会―で、市のすべての機関になります。

族の権利や利益が侵害される恐れがあるからです。
一方、法人や団体の役員の情報と事業を営む個人の事業に関する情報は、事業活動の一部ととらえるべきものであることから、個人情報からは除外しています。

市の個人情報保護制度の概要

「個人情報」とは？

個人情報には、通常個人を特定する際に用いられる氏名、住所、生年月日などの基本的な事項はもとより、次のような情報も含まれます。

- 思想や信条、宗教など、個人の内心の秘密に関する情報
 - 職業や資格、犯罪歴、学歴、所属団体など、個人の経歴や社会的活動に関する情報
 - 所得や資産など、個人の財産の状況に関する情報
 - 体力や健康状態、病歴など、個人の心身の状況に関する情報
 - 家族関係や生活記録など、個人の家族や生活状況に関する情報
- なお、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれます。これは、死者であってもその個人情報の取り扱いによっては死者の名誉を損ねたり、遺

は目的の範囲内で取り扱わなければならないこととしています。

ただし、▽法令に基づくとき▽人の生命や財産を保護するため緊急でやむを得ないと認められるとき―などは、例外的に本人以外からの収集や目的外の利用・提供ができることとしています。これは、収集や利用・提供を制限することで、住民サービスの低下や事務の非効率化を招くことが考えられるからです。
また、思想、信条および宗教など、個人の内心の秘密に関するものや社会的差別の原因となる恐れがある個人情報は、原則として収集しません。

違反者には罰則が！

個人の権利や利益を保護する目的を一層実効性のあるものとし、市に対する市民などの信頼を確保するため、個人情報の取り扱いについて一定の義務違反を行った人に対し罰則を科すこととしています。

罰則は、市の職員(退職者を含む)だけでなく、市の委託を受けて個人情報を取り扱う業務に従事している(していた)人、さらに偽りや不正な手段により開示を受けた人などにも科されます。

個人情報保護条例

あなたの情報を守ります

新たな制度 4月スタート

市では昨年12月、「個人情報保護条例」を制定しました。この条例は、新市合併時に制定していたコンピューター処理による個人情報の保護に加えて、手作業処理による個人情報も保護の対象とした新たなもので、4月1日から施行します。
ここでは、その概要と、関連する「個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)」のポイントを紹介します。

近年の情報技術の進展に伴い、コンピューターやネットワークを通じて、大量の個人情報が容易に、しかも瞬時に利用可能な状態で流通しています。
また、こうした個人情報なしには円滑な社会生活を営むことが困難な時代となっています。
しかし、個人情報は、いったん誤った取り扱いをされると、個人に取り返しのできない被害を及ぼす恐れがあり、プライバシーなど個人の権利や利益の侵害に対する不安が高まっています。
こうしたことから、市は、▽市の保有する個人情報を適正に取り扱うためのルール▽その開示、訂正、利用停止を求める個人の権利―を明らかにすることで、適正で円滑な市政運営を図りながら、個人の権利や利益を保護するため、「個人情報保護条例」を定めました。